

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号		1-9	担当課	河川課
法令名	河川法	根拠条項	第23条の4	不利益処 分の種類	流水の占用の登録の拒否	
<p>○河川法 (登録の拒否)</p> <p>第23条の4 河川管理者は、第23条の2の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>二 申請者が第75条第1項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>四 第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。</p> <p>○河川法施行規則 (流水の占用の登録を拒否する場合)</p> <p>第十一条の四 法第23条の4第5号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 令第14条の2に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合</p> <p>イ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有について法第23条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者</p> <p>ロ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する令第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰せきを設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰せきを設置した者</p> <p>二 令第14条の2に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合</p> <p>三 申請に係る流水の占有に係る水利使用に関して必要な法第24条又は第26条第1項の許可を受ける見込みがない場合</p> <p>四 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合</p>						